

公開研究会 淀川水系治水における大戸川ダムと琵琶湖の役割の検証
2023年5月13日 13:30-16:45 龍谷大学瀬田学舎1号館619室（オンライン併用）

全体討論

参議院議員・前滋賀県知事	嘉田 由紀子
龍谷大学 里山学研究センター 副センター長	中川 晃成
京都大学 名誉教授	今本 博健
龍谷大学 社会学部教授	村澤 真保呂
龍谷大学 社会学部名誉教授	田中 滋
龍谷大学 里山学研究センター 客員研究員	須川 恒
	（発言順）

嘉田：政治が、自然現象や社会現象を含めて、科学的なデータに基づいて決定されるなら、今の中川さんの話は筋が通るんですが、そうっていないことが、本当に問題なんです。

それで私はこの大戸川ダムの不条理というのは、今日も最初から言ってますけど、まずは利水から始まった。そして、なぜ利水を入れるかというと、利水は水道事業者が負担をするから治水の負担金が少なくなるので、ダムを作るときに好都合なわけですね。治水は全部公費ですけど、利水は利用者負担。そして、利水は80年代から90年代に引いた。

そしたら、今度は治水と言ってきた。その治水も、今日最初に言いましたように、昭和28年8月の44名亡くなった大戸川上流部の多羅尾洪水ですというようなことで、山津波の話を出してくる。違うでしょと言ったら、今度は、下流の治水だと言ってくる。そして、その下流の治水だと言ってくるときに、途中に洗堰全閉の前提が解除できるんですというような話もありましたけど。その下流の治水と言ってくるときに、当時2008年に、さっき今本さんの大戸川ダムができれば、淀川の枚方で17cm水位低下すると言ってた図があります

ね。堤防のところで宮本さんが。それが2008年の5月13日ですね。

ちょうどその頃、2008年4, 5, 6月に、橋下知事が効果のないダムだったら私は一銭も払わないと、ずっとそう言っていました。ちょうど直轄負担金問題が大きくなって、橋下さんが、それこそいろいろな整備局がアームチェアを買ったりいろんなものを買ったりしていると言っている。当時は、また今もそうなんですけど、直轄負担金というのは、100億でも200億でも紙切れ一枚なんです。普通の予算はすごいですよ。1億、2億って積み上げてきます。直轄負担金は紙切れ一枚で100億・200億円と請求してくるわけです。それを橋下さんが、ぼったくりバーの請求書と言いました。

それで、いかに直轄負担金が不条理かということと言ったとき、近畿地方整備局は、当時2008年のときは、大戸川ダムができれば大阪は19兆円水害被害が減りますと言っていて、図を出してきたんです。それは、たった17cmだけ計画規模を超えたら大阪で破堤して19兆円の被害想定。こういうところに、とっても恣意的な・社会的な嘘がいっぱいあるんですよ。このところは本当に信じられない。

そして今度、三日月さんの時代になった

ら、それが9兆円になりましたね。中川さんが昨年12月24日に、その破堤する部分が、城北のところの淀川河川公園のところで破堤を選択していると指摘して。破堤しそうもないところで。ですから、本当に恣意的に、その都度その都度、社会的必要性を作り出してくる。

ここのところ、納税者としてはそんなところにお金入れていいのか。しかも、建設国債というのは60年ですから。60年後まで将来借金を背負わせるわけですね、次の世代に。そのへんのところを、ぜひ問題提起をしてほしいなと思います。自然現象としておかしいと言う人。社会的な説明としてもおかしいなと言う人。

今日も言いましたように、橋下さんと山田さんはおかしいと言って納得しなかったんですが、実は2019年に三日月さんがこの問題を出したときに、下流とほとんど議論できてないんですよね、上下流の話。それで国交省の言いなりに、そうですか、9兆円の被害は減らせるならいいですねと。そして、京都府は西脇さんも国交省出身ですから。というようなことで、全部表の話ではなくて裏で決まっている。

こういうところに対して、今日は研究者の方が多くんですけど、どう切り込んでいったらいいんでしょう。というところを、逆にヒントや意見をいただけたら、というのが私の政治家としての忸怩たる思いです。

中川：それについては一言あって。もともと研究者が入る余地はあるんですよ。それが専門家も参加する審議会です。淀川水系流域委員会でも専門家部会があって。それから大阪府の河川整備委員会で専門家が審議して。こうしたことが正しいかどうか、本来そこで科学的・工学的にまっとうな意見を述べるべきなんですね。その人たちが、どういうわけか全然何も言ってない。専門家に入る余地はあるんだけど、そこで専門家として当然想定されるあたり前の仕事をしてない。

嘉田：専門家が選ばれるのがやっぱり事業主

体から選ばれるんです。ですから、三日月さんは、大戸川勉強会で4人選びましたけど、メンバーに3人のダム推進派、1人だけは中間派。だから、専門家と言いながら、選ぶ側が政治権力を持ったらそこで決まっちゃうんです。ここをどうしたらいいですか。

中川：解決策は難しいですけど、やっぱり住民参加っていうのが河川法にないんですね。知事など首長さんの意見さえ聞けば、それが住民の意見を聞いたことになる。そういう仕組みになっている。

2 河川法：誰の意見を聴くのか？

(河川整備計画) 第十六条の二

/ 誰の意見 どのように

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

42

嘉田：河川法第16条2項には、必要とあらば住民意見を反映させると。この第16条2項を、私たちは住民参加と呼んで、淀川水系流域委員会では、かなり賛成反対含めて住民参加に、本来の住民参加に近い形を作ったんですが、それは宮本さんという、いわば国交省の当事者側がそれを望んだからで。あの後、宮本さんが辞めてから、そういう人も国交省に現れません。現れたとしてもそういう人は責任ある役につけられない。

中川：それは、結局、住民については聞きたいときは意見を聞いてあげてもいいよというような法律の条文になってるからですね。「必要があると認めるときは」という。つまり、そのところに住民参加というか、住民自治みたいなのは入ってない。そこは問題だと思う。

嘉田：私も参議院の国土交通委員会で、そもそも定量治水を非定量治水にしようと提案をしているんです。水量を決めて管理しようとしても、例えば球磨川。2020年7月4日に球磨川で51人亡くなったと。あの亡くなった人、お1人ずつを辿っていくと、たとえ川辺川ダムができていたとしても、救えるのは51人中2人だろうと。つまり、本川の水位が上がって直接亡くなった方。それ以外は、山とそれから支川なんですよ。山と支川で亡くなっているの、本川の最上流のところに川辺川ダムを作っても、救えたのは2人だろうと。これを国交省と、それから熊本県にずっと出し続けて、そして本にもして。本は、住民の皆さんと一緒に書いて、熊本日新聞で賞までもらいました。

そしたら、今回、本年度は支川と本川をセットで水位の予測を出しますという法令改正を持ってきました。ということは、今まで支川と本川をセットでは管理してなかった。私も逆にびっくりしましたけれども。そうやって弥縫策というか、端っこから少しずつ直していくんですけど、本質的な定量治水のところでなく。だから、定量治水で行っても命救えませんよ。河川法の目的がまあまあ抽象的に命を守る。命を守るって明示的になってないんですよ。

それを、滋賀県の流域治水のように。滋賀県の流域治水は、水量のことを何も目的に言ってません。一切、水量のこと触れてません。それが、流域治水が非定量治水だということの覚悟をして書いた条例なんです。ですから、目的から書いてるんです、命を守る。それから、街が再生できないような浸水は避けるということで、水量のことは一切言ってないんですよ。

この方向に国の法律を持っていくことで、斉藤（鉄夫）大臣とやりあってますけど。どうやったらいいでしょうって、逆に教えてほしいと思います。

今本：河川法を変えるということは、本当に大変なことで。河川法を変えて何かをしよう

とするのは、私は簡単にはできないと思うんです。例えば非定量治水というのは、河川法で見たら違反です。河川法はきちんと基本高水を決めよと書いてますから。

しかし、私は対策を選択して、その選択された対策で対応できる洪水を、単に対象洪水にしたらいだけじゃないかということで、色々やり方があると思うんです。現に今の河川管理者は、そういう方法に持っていこうとしているわけですね。せっかく決めても、例えば目標洪水ですと、気候変動のことを考えたら2割増やさなあかん。しかし増やしたらそれに似合う策はこれ以上ない。では、対策で対応できる洪水を超える分については、流域治水という形でバランスさせようとしています。

そういう意味で河川法を変えるということは、本当にいろんな方がおりますから、ぜひもう一度変えてほしいと思いますけども、尾田栄章君のような、ああいう人が現れないことには無理でしょうね。おそらく50年もしたら、また国交省にもあのくらいの気合いの入った人が出てくると思いますので、それは期待してますけどね。

嘉田：あと、それこそ流域治水という言葉を使い始めた私もびっくりしたんですけど。先ほど今本さんが言ったように、これ滋賀県ワードですから絶対使いませんでした、彼らは。2014年3月24日に滋賀県の流域治水条例を作って、そのあと2015年に鬼怒川であふれ、そして2016、17年と計画規模からあふれるのが出てきたときに、何という言葉を使ったと思いますか。水防災意識社会。わかりますか、水防災意識社会。言ってることは、計画規模を超えたときにどうしようかって話なんですよ。

それが、2018年西日本豪雨、19年台風19号、20年熊本豪雨。いよいよ熊本豪雨で、あの時です。河川局長が参議院の私の部屋に来て、嘉田議員、国も流域治水やりますって言いに来たんです。仁義切りに来たのはいいんですけど、同時にダムもやりますと。私、ダムは

要らないのよって言ったんですけど。とにかく、言いに来ました。

仁義を切って、流域治水という言葉は使いますと言ってきたんですけど。それはそれでいいんですが、定量治水のあふれるところでどうにもならなかったら、逃げ口上のように使われている。その典型が今の球磨川です。緑の流域治水ですから。緑の流域治水で、川辺川ダムは穴空きダムで水が流れるし、アユも生息できるから環境に優しいダムです、緑の流域治水は川辺川ダムが典型だと。それを、臆面もなく全県版の大きなチラシで、知事が緑の流域治水です、まずは川辺川ダムですってやってくるんですよ。

ただ一方で、期待はある程度したいのは、熊本県立大学に島谷（幸宏）さんが入りました。島谷さんがJSTで10年間で20億のプロジェクトを今受けていて。島谷さんのところでは、支川の水量をコントロールしたら本川がどうなるかとか、あるいは面的に越流したらどれだけ水が出るかというようなことを、数十人が研究を始めています。ですからここは、かなり本気で流域治水でこれだけ水量を減らせるとかいうような方向が、数年したら見えてくるかもしれません。それでそのことをやりながら、川辺川ダムになくてもいいねという方向に持っていけるかどうかは、全然見えません。

ですから、滋賀も本気で大戸川の研究をして。それこそ先ほどのように、このダム危ないと思います。そのあたりを、もっとこの研究会も含めて社会化して。一旦ともかく整備計画確定しちゃうと、それはなかなか変えにくいんですけど。次の政治家、別の政治家出てきてもらうしかないですねと思いますけど。あと、もう一方では世論の方がどうなるかです。

ただ世論はともかく、この温暖化で水量が増えて、洪水が増えてるから怖い、やっぱりダムが必要だという流れになってますので。そのあたりに、逆に私たちはすごく国土強靱化の予算の直下のところにいる人間なんですけど、いない皆さんから議論させていただける

とありがたいなと思います。

村澤：龍谷大学社会学部で社会思想が専門の村澤と申します。質問という形でよろしいですか。

私は国際的な生物多様性保全の科学政策の動向を調べて、非常に懸念を持っているところです。ここ10年くらいで、生物多様性をめぐる考え方、科学と政策のあり方が随分変わってきていると思います。特に、COP10のときには、科学者が計画を立てて経済的な評価をした上で、各国の政策担当者が上からやっていくという形を取りました。おそらく琵琶湖保全再生法のあと、滋賀県もCOP10の図式といいますか方向性を、日本でもいち早く体现する形で取り入れたと思うんですけど。そのあと、世界的にCOP10がうまくいかなかった。

それはなぜかという、上からこうやって下ろしていくようなやり方だと、生物多様性の場合、地域に住んでいる住民の人たちの協力、住民や地域の生態系保全に関する活動や意識が不可欠だと。でも上からやってしまうと、要するに専門家の世言う通りにやれと命じると、住民の人たちがそこから外されて、結局生物多様性保全に結びつかなかった。そうしたことを、特に南米の研究者たちが懸念して、生物多様性の国際政策の方針が2020年くらいで大きくひっくり返って、嘉田先生がかつて取り組んでいた生活環境主義の考え方に近いような、現地の人たちの信仰とか文化とかあるいは価値観を、科学的な知見と同等の重要性をもって扱って、しかも、上からではなく下からの取り組みで、住民の人たちの取り組みをいかにコーディネートするかということが、今課題になっていると思うんです。

ただ、滋賀県の実情を見ても、まだCOP10の図式で、行政を中心とした取り組みがほとんどで、住民の側からいかに上げていくかという取り組みがなかなかやりにくい、あるいはそれをうまく取り組めていない。先ほど中川さんがおっしゃったように、行政的な仕組

みの中でも、やっぱりそういった住民の意識とか自治とかが入りにくいような、場合によっては阻害するふうな、今までの仕組みが非常に強く残っていると思うんです。ただ、世界的な動向を見ても、やっぱりこのやり方ではおそらくうまくいかないと、あるいは、もう変わらざるを得ない時期が来ると思います。

もう一つ世界的な課題として、生物多様性問題と気候変動問題がぶつかっちゃう、あるいは矛盾する、ということが起こっています。つまり、気候変動問題は産業界と結びつきやすく、例えば太陽光発電とかダムとか、そういったものも気候変動に伴うリスクの軽減を図るということで。風力発電なんか、丹後半島を風力発電で埋め尽くす計画があります。そういった気候変動対策が、結局生物多様性を破壊してしまうという矛盾が起こっています。地球の持続可能性をめぐる2つの柱といわれている気候変動対策と生物多様性問題の矛盾というのが、これは今すごく顕在化していると思います。それが、ダムの問題でもはっきりと表れているのではないかなと。

何が言いたいのかと言いますと、住民あるいは現地の人々の生活、あるいは自然界の生物も含めた命側の論理と、他方、産業界や行政とかの上からの論理が、様々な形でぶつかっている。特に、生物多様性問題はやっぱり産業界にとってメリットがないのか、ほとんどマスメディアでも行政でも問題になっていないと思うんですね。

この流域治水の問題で、先ほどコイの問題というのもありましたけど、生物多様性問題を嘉田先生はやっぱり強調されておられました。この治水問題に関して、生物多様性問題というのは、国交省とか国会とかでどれくらい意識されているのか。あるいは日本の行政の仕組みとして、生物多様性問題をこういった開発に反映させるような仕組みが、現時点で正に機能しているのか、そもそもあるのかというに関して、嘉田先生の知見をお伺いできればと思います。

嘉田：私は琵琶湖研究所から琵琶湖博物館の時代に、まさに魚の揺りかご、あふれる洪水に合わせて魚が産卵していたと、それを随分聞き取りをしながら、今の時代に活かしたい。ということで、圃場整備が終わって用排水分離して、そしてまた湖岸堤で田んぼと琵琶湖が切断されたところを、魚が登れるような漁道を田んぼの中に作るという魚の揺りかご水田というのを、琵琶湖研究所の水田総合研究から県の方に持ってきて。そこでかなり住民の方が、琵琶湖岸で今28集落でしょうか、本気でやってくれています。これはまさに生活環境主義的な、住民の人にとってもメリットがあるということを含めて、今度世界農業遺産にも指定されましたけれども、先駆的な仕事ではあると思っています。

それから、巨樹の水源を守るところも。いわゆる自然を守るのではないんだと、トチの実でトチ餅が食べられるようにしようと。生活文化を維持できたら、それはもともと地元の人たちにとってノスタルジーかもしれないし。朽木ではそれをかなりビジネスにしていますね。そして、収入につなげるというようなところでやれていますので、それなりに、質問の前半部はですね、地元の人に参加するというのは、皆さんがご存知ないと、逆に今まで宣伝足らなかったなと思っているんですけど。

私は研究者のブラジル時代、今日は長話していませんけど、まさに生活環境主義的なところで住民参加のスタイルで、生物多様性を進めてきたんですけど。それと合わせて、流域治水というのも伝統知を生かした方向なんです。住民が今までずっと何十年何百年、それこそ近江ですと律令時代から田んぼの水をどうやって地域内で共有するかということの伝統がありますから。地域のコミュニティの伝統を生かしたのが、流域治水なんですけど。それをこれからどう生かすかということで。

勉強会としては、エコDRRってご存知ですよ。生態系に配慮した防災 Ecosystem-based Disaster Risk Reduction。これは、ま

だ法律にはなってないですけど、研究者は動き始めています。それから、そもそもグリーンインフラというのもそちらに近いですね。そして、私が流域治水条例でグリーンインフラをきちんとできてないのは、ちょっと手薄だったので、これから滋賀県もグリーンインフラをセットで考えましょうというのを、ちょっと瀧健太郎なんかと話し始めたところです。でも、全国的にはまだまだ、治水は治水、そして生物多用途性は生物多用途で、なかなかつながらないというのが実態です。そんなところで、これからだと思います。それで、島谷さんは結構グリーンインフラも意識しています。熊本県立大学の緑の流域治水の研究機構長を島谷さんがやってくれています。

村澤：私自身は、やっぱり一番厄介な問題は、学术界も国の仕組みもそうなんですけど、縦割り構造があまりにも強力ということだと感じています。本来環境問題というのは、私たちの里山学研究センターは横につながるセンターで、いろんな分野があって環境に関することは強い。本来環境問題は、異分野どうして横でつながる必要があるにもかかわらず、学术界も縦割りのためにつながらない。国政を見ても今の日本の社会構造を見ても、環境問題に関してはなかなか進まない原因の一つに縦割り構造がある。そこをどう打破するかというのは、学内でも努力してますけれども、やっぱり非常に根深い問題だなというふうに思います。

田中：社会学部の田中です。村澤さんのさっき下からの住民の参加の話が必要だという話があったんですけど、大戸川ダムが一時的なりにも止まったたということは、まさに端的に言うと、嘉田さんが知事だったからということなんですね。嘉田さんが人気があったのは、住民との接点で、県下に訪れていない集落がないという話があって、僕は当然じゃないかなと思った。本当に当然。知事という権力の差を持つということがものすごく重要。

先ほど村澤さんが言った縦割りと言いますか、一個ずつの縦がものすごく利権構造になっている。原発村やダム村というのが。私最近、宗教関係の研究をやっていて、文化庁の宗務課というのは、宗教法人法をベースに存在している課なんですけど、法人格を与えることを所管しているだけなんですけど、監督の省庁になろうとして、宗教法人法の改正を使って、いろんな形でいろんな宗教団体を取り込んで一つの利権集団を作ろうとしている。利権関係が薄いような宗務課、ダム・原発。ありとあらゆるところに利権構造の村ができています。その村を砕いていくためには、一方で住民の参加も大事なんですけど、嘉田さんが知事になったように、権力を握ることも一方ですごく必要で、これなくして単なる住民参加というきれいな言葉だけでは、一方で力を取るための運動をしていかなければいけない。だからそういう意味で、嘉田さんが何で知事を辞めたのか、正直思いましたね。何で2回目3回目でチャレンジしないのか、いろいろな事情があったんでしょうけど、私は正直そう思いました。

中川：今の村澤先生のIPBESの話と、嘉田先生の伝統知、それから田中先生の権力とかいう話を聞いて、言っておくべきことを言い忘れたのを思い出しました。これ前回の研究会でも言ってたんですけど。

3 環境に対して認められた法的人格

2017年3月 「ワングマイ川」	ニュージーランド
2017年3月 「ガンジス川、ヤムナ川」	インド ウッタラカンド州
2019年5月 「クラマス川」	アメリカ合衆国
2021年2月 「マグビー川」	カナダ
2022年9月 「メノール湖」	スペイン

法的人格を代理するのは誰か？ その意思決定の方法は？

ナショナル・ジオグラフィック 2020年3月1日
「ニュージーランドが川に『法的な人格』を認めた理由：聖なる力をもつ、先住民マオリの『祖先の川』」 <https://natgeo.nikkeibp.co.jp/atc/news/20/022700131/>
赤旗 2022年11月26日
「この湖には『人格』がある。企業・行政相手裁判可能に：スペイン『マール・メノール』塩水湖」 <https://twitter.com/akahatagaishin/status/1596235061833003008>
AMP 2022年11月26日
「自然物が『人』になる。環境保護に今不可欠なのは、自然と肩を並べて生きようという私たちの新たな意識」 <https://ampmedia.jp/2022/11/26/environmental-protection/>

43

「河川政策における主権在民」の実現。さっき住民参加とか住民自治とか言いましたが、「主権在民」ですね。主権在民を河川

政策にどう実現するか。

河川法を変えるのは非常に難しい、あるいは法的解決に訴えてもなかなか認められないということですけど、それを一挙に解決する秘策というのを前回のときも言ったんですけど。ここでは河川の話をしてるので、「河川や湖に法的人格を」というその実例が、世界にはあるんです。これが環境問題の今の隘路を一挙に転換させる秘策じゃないかというのを今回も指摘させていただきたいと思います。

最初はニュージーランドのマオリ族のところで、まさに伝統知が現代の社会の中で生かされていないと。そこで、マオリ族の個人が個人として訴えるんじゃなくて、そこにあるワンガヌイ川ですね、その川に人格を持たせて、川が行政を訴えることができるみたいな。そういう仕組みです。

嘉田：私は憲法改正で環境権を入れると言っているのは、生き物とともにそういう存在。だから、琵琶湖は世界農業遺産世界になり、あるいは琵琶湖保全再生法というのもありますけど。琵琶湖に人格権を持たせる。今、DXを国で議論しています。原発推進法です。5つの束ね法案です。これに何としても琵琶湖の立場から、私は賛成しかねます。私は琵琶湖の代弁者ですと言って抵抗しています。そういう感覚ですね。

その辺は今後の議論、つまりそれぞれの生態系としてのセット、マオリ族にとっての川だったり、滋賀県や近畿圏にとっての琵琶湖だったり。これ死活問題ですよ。1450万人の命の水源ですから。そういうところがいっぱいあると思っています。奄美の黒うさぎの裁判もありましたけど、この辺は憲法の問題として議論できるといいなと。ですから私は憲法改正反対ではないです。議論をしましょうという論権という立場です。その辺をやりうとしたら憲法問題だと思いますが、どうですか、

中川：法的人格であれば、必ずしも憲法をさわりなくともいけるんですよね。法的人格

は、すでにニュージーランドもそうだし、インド・スペイン・合衆国・カナダでも認められています。

嘉田：また、資料をください。

昨日も、実は静岡の富士川がひどいんです。サクラエビが全くいなくなったのは、日軽金というところが富士川で、戦前のアルミニウムを作る工場なのでまさに国営企業で、毎秒70トンを取水している。そのところですごく汚濁物を出して、10年以上相模湾に流し続けて、そしてサクラエビがほぼ絶滅してしまった。それが、原因を突き止めて、汚濁物を流させないようにして、サクラエビやアユも戻ってきたんです。富士川でも、サクラエビやアユの母親の気持ちになって、この生き物が生きていけるように、静岡や山梨で協定をするんだよって話を昨日もしてきたところですけど、そういうことですよ。

村澤：憲法をさわりなくともいいという考え方もありますけど、ただ歴史的に見ると、日本の憲法もフランスの人権宣言に始まるフランスの憲法も、近代国家の憲法は、人間を中心とした社会の建設という、中世までの神中心社会から人間を中心とした社会に移ったことに大きく依拠をしていると思うんです。

ですが、自然というものの、特に川とかサクラエビといった生物種とか、生態系とかを、いろんなレベルで法的主体として組み込もうとすると、この人権という概念を含めて捉え直さなきゃいけない。という意味では、先ほどおっしゃったような憲法のあり方、あるいは憲法とは何かという問題から考えるのは、非常に重要だと思います。そういったことに関して思想的な検討とか歴史的な検討とかというのは、今進めているところです。

嘉田：ぜひそこを教えてください。そしてありがたいのは、やっぱり国会の場を持っていると、それなりにそれぞれのところに投げることができるんです。対応はまったくのれんに腕押かもしれないけど、問題提起はできま

すね。それが政治の世界に大切なところかなと思います。

須川：琵琶湖がラムサール条約に登録したのは、1993年の稲葉知事のときでした。登録前から、滋賀県のヨシ群落保全条例の基礎調査とかでかかわってきました。当時、県の担当者の方は、特に名称で水鳥にとって重要な湿地というところに引っかかってしまって、総合的に湿地の持続的利用を目指している素晴らしい条約だということに気がついてない人が多いので、嘉田知事が辞められた頃にも、その指摘をしました。

同じような話ですけど、世界湿地の日という条約の普及啓発の活動が毎年あって、その湖北の活動の支援報告を里山研でもポス

ター発表していますが、ほとんど注目されていないのが残念です。

今年の世界湿地の日のテーマは「いまこそ湿地の再生を」というすごい良いテーマなので、ちょっと勉強してください。ダム問題も含め、それから水田との関係とか、いろいろ良いサジェスションがあり、琵琶湖はラムサール条約にすでに登録されているわけですから、それに乗っかるだけでヒントが山盛りあると思います。これを道具として積極的に使わない手はないと思います。言いたいことはそれだけです。

嘉田：琵琶湖はラムサール条約の湿地そのものですから。それは県の方に問題提起したいと思います。